

一般社団法人 余暇環境整備推進協議会における 警察庁生活安全局保安課 近藤裕行課長補佐 講話

警察庁生活安全局保安課長補佐の近藤です。本日は、一般社団法人余暇環境整備推進協議会の定時社員総会にお招きいただき、どうもありがとうございます。また、皆様には、平素より、警察行政の各般にわたり深い御理解と御協力をいただいていることに對しまして、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、昨年10月に保安課に着任し、7ヶ月が過ぎました。この間、ばちんこ業界について、私なりに勉強してきたつもりですが、せっかくの機会ですので、業界の現況について若干の統計をご紹介しますとともに、現在の業界の取組等について思うところを述べさせていただきますと思います。なお、意見にわたる部分は、あくまで私見に過ぎないことをお断りしておきます。

まず、平成21年中における統計がまとまりましたので、ご紹介したいと思います。ばちんこ営業所数については1万2652店舗で、平成20年の1万2937店舗から比べて285店舗の減少となっています。また、ばちんこ営業所における遊技機設置台数については、ばちんこ遊技機が312万9937台（前年比5万3516台増）、回胴式遊技機が133万6880台（前年比11万1893台減）、じゃん球遊技機等が275台（前年比46台減）、合計446万7092台（前年比5万8423台減）となっております。一店舗当たりの遊技機台数は35

3・1台となっております。過去5年間について見ると、一店舗当たりの遊技機台数が増加傾向にあることが見て取れ、また、ばちんこ営業の遊技機設置台数別営業所数を見ると、100台以下が464店舗（前年比74店舗減）、101～300台が5374店舗（前年比290店舗減）、301～500台が4627店舗（前年比22店舗減）となっている一方で、501～1000台が2069店舗（前年比93店舗増）、1001台以上が118店舗（前年比8店舗増）となっており、依然として店舗の大型化が進んでいることがうかがえます。

ところで、統計を見ますと、平成18年から平成19年の店舗数の減少が1089店舗、平成19年から平成20年の店舗数の減少が648店舗だったのに対し、平成20年から平成21年の店舗数の減少は285店舗となっており、減少の度合いが緩やかになってきていることがうかがえます。業界は依然苦しい状況にある、ということをよく耳にしますが、一方で、この状況を捉えて、業況の悪化が底を打った、との見方もあるようです。昨今の厳しい経済情勢の中、皆様を含め、業界の方々が、様々な経営努力をされてきているものと承知しておりますが、店舗数の減少の度合いが緩やかになってきていることが、今後明るい話題につなげていくのかどうか、私としても注目したいところです。

さて、着任以降、業界における取組を見て

きた中で、まず印象に残るのが、1円ばちんこ等の低貸玉営業であります。民間調査によれば、1円パチンコに代表される低貸玉営業は全体の6割を超える店舗で導入されているとの結果が出ているようですが、現在の厳しい経済不況下においても各ホールが創意工夫され、お客さんが、勝ち負けよりも、少ない投資金額で、時間をかけて、遊技そのものの面白さを楽しんでもらえるよう努力されていることを強く感じました。また、平成18年10月、「手軽に安く遊べるパチンコ・パチスロキヤンペーン」を決議し、「遊パチ」と称して、5千円で2時間以上遊べる遊技機の積極的な導入を進められてきましたが、これも、お客さんの目線に立つての取組であり、評価できるものと考えています。

また、パチンコ攻略法問題については、販売等の名目で詐欺等が多発していることに對応すべく、業界7団体で構成するセキュリティ対策委員会において、ウェブサイトをホスターにより注意喚起するなどの従来からの対策に加え、ウェブサイトに相談窓口を設けて被害の未然防止等を図るほか、国民生活センターと協力して更なる注意喚起を実施しています。この問題については、つい最近も、「パチプロにならないうか」と電話で勧誘を行い、情報料などの名目で現金約760万円をだまし取ったとして、詐欺容疑で3人が逮捕されたとの報道がありました。引き続き、お客さんに対する注意喚起を積極的に進めて行くこと

ともに、その他の対応策を講じていただきましたと考えています。

中古機移動については、業界6団体で構成する中古機流通協議会において、型式の同一性の確保、責任の所在の明確化の観点から、セキュリティを確実に確保できる移動方法について精力的に検討を行っていただきました。

そして、昨年末には、貴団体も含め、遊技業界の14団体による「パチンコ・パチスロ産業界21世紀会」の全体会合が2年ぶりに開催され、活発な議論が行われたと聞いております。業界が団結して、業界の諸課題に真剣かつ前向きに取り組まれていることは、業界の健全化という観点からも大変意義のあることと思えます。

ここで、ばちんこが、より健全な大衆娯楽としての位置付けを磐石なものとするために必要と考えられることを何点かお話しさせていただきます。

まず1点目は、現在ばちんこをしない方を含めた目線に立った取組の推進ということです。

これは、繰り返し申し上げていることですが、ばちんこ産業界の現状について申し上げると、財団法人日本生産性本部の「レジャー白書2009」によるところでは、市場規模は年々減少し、かつて30兆円と言われていたものが、平成20年は2兆7千億円と前年比5・5%の減少となっております。ただ、平成19年

と比較すると、下げ幅は縮小しております。一方で、平成20年のばちんこ参加人口は、前年に比べ130万人ほど増加して1580万人となり、4年ぶりに増加に転じています。これは、平成16年の規則改正以降、業界全体の取組として、射幸性を抑え、より広い層の方にできるだけ手軽に安く安心して遊技ができるよう、1円ばちんこ等の低貸玉営業の導入が促進されたことや、ホール・メーカー・販社が協力して「遊パチ」の構築に取り組まれるなど創意工夫された結果、ばちんこ人口の増加に反映されたものと考えております。ばちんこ営業が大衆娯楽としての地位を確固たるものとすべく、今後も、健全化に向けたアイデアを出し合って前進していただきたいと思っております。

また、私どもとしては、ばちんこをしない方にも、ばちんこ業界が、経営上の利益のみを求めているのではなく、負の側面も直視して、のめり込み対策、低射幸性遊技機の開発、環境対策、社会貢献活動等の様々な対策を講じていることをPRすることは、業界の健全化、大衆化という観点からも必要不可欠なことであると考えております。

2点目は、のめり込みの問題です。この問題に対応する機関として、ばちんこ依存問題相談機関「特定非営利活動法人リカバリーサポート・ネットワーク」の活動があります。ご案内のとおり、リカバリーサポート・ネットワークは、のめり込みという負の側面に正面から対処する機関として設立され、昨年10月に特定非営利活動法人の法人格を取得しています。先日、西村代表理事が警察庁に立ち寄られた際にお話しを伺いましたが、平成21年度には、年間1305件の電話相談があつ

たようで、前年比10%増とのことであり、平均では108.8件ということであり、また、今年から、相談のあつた方々について、一回の遊技時間や一週間の遊技頻度、一ヶ月に使う金額等の調査も併せて行っているとのことですが、ちょっとご紹介させていただくと、一回の遊技時間は、3〜6時間が38%、6〜8時間が24%、8時間以上が14%、一週間の遊技頻度は、ほぼ毎日が50%、週3〜4日が21%、一ヶ月に使うお金は、5万円以上が73%で、うち20万円以上の方は18%とのことでした。平成18年の設立以来、相談件数は年々増加しており、また新たに調査を始めるなど、着実に実績を挙げられているところであります。

しかしながら、依然として、ばちんこののめり込みが要因となって犯罪に走つたというような報道や児童の車内放置事故が散見されます。つい最近にも、高知県において、母親が、生後六ヶ月の幼児をばちんこ店の駐車場に放置し、熱中症で死亡させ、重過失致死罪で逮捕される事案が発生しました。報道によれば、エンジンを切り窓を閉め切つた状態で放置し、母親は約3時間半にわたりパチスロをしていたとのこと。業界においては、このような児童の車内放置事案をなくすべく、駐車場の巡回等の活動を続けてきたと承知しておりますが、このような事案が発生してしまひ、とても残念に思われます。この事案は複数の全国紙で報道されていましたが、これを見た一般市民が、この母親を非難する気持ちとともに、ばちんこに対するマイナスイメージを抱いたことは想像に難くありません。これから夏に向けて暑さが増してきますが、児童の車内放置事案の絶無を期すべく、また今までの業界における健全化推進の努力を無

駄にしないためにも、駐車場の巡回等の対応をさらに徹底していただく必要があると考えます。

3点目は、不正改造についてです。これまでの検挙件数を見ますと、平成19年が32件、平成20年が20件、昨年が12件と、年々減少しております。ただ、その手口が、一層、悪質巧妙化しており、主基板ICに不正が行われているにもかかわらず、その痕跡が非常に分かりづらいものも認められ、発見されるに至っていない不正遊技機が相当数あるのではないかとも考えられるところであります。また、ばちんこ遊技機に係るハンドル固定事案や回胴式遊技機に係る貯留メダル精算ボタンのコネクタ外し事犯が一部の営業所で平然と行われている状況もうかがえます。警察としては、こうした形態による不正手口にも着眼しながら、引き続き取締りに力を入れていきたいと考えています。

他方で、この不正改造問題は、私ども警察が取締りをすれば、それだけでなくものでは決してありません。この点、業界においては、不正に強い遊技機づくり、不正情報の収集・分析、立入検査等、様々な取組がなされており、検挙件数減少の背景には、これらが奏功している点もあると考えております。とりわけ、貴団体を含め、不正を排除しようとする業界全体の発意の下に設立された遊技産業健全化推進機構の活動が、質・量ともに年々充実しており、立入店舗数については、昨年度は4449店舗と、一昨年度の2995店舗はもとより、目標の3200店舗も上回っております。そして、機構の立入検査を端緒として、検挙に至つた事例も、平成19年に立入検査を開始して以降10件（今年1件）に上つ

ています。これらの成果は、機構のご尽力はもとより、立入検査を受けるホール側の皆様の理解と協力があつてこそその結果であると思ひます。いずれにせよ、業界の総意で第三者機関として設立された機関でありますので、業界全体でその位置付けを維持し、その活動を積極的かつ強力に支えていく必要があると考えています。

また、こうした業界としての取組だけではなく、各ホールの営業者はもとより、従業員一人一人が、「不正改造は絶対許さない、見逃がさない」という意識を強く持つていただくことも重要であります。ホール営業者の皆様におかれましては、遊技機の不正改造の防止も営業者の負う重要な責務の一つであること十分認識していただき、従業者の指導監督を含めた日常の点検を確実に実施するなど、不正改造防止対策をより積極的に進めていただきたいと思います。

4点目は、賞品の関係ですが、まず一つ目は、賞品買取り問題であります。ご案内のように、風営法は、ばちんこ営業者が客に提供した賞品を買取することを禁止しております。この買取りのほか、条例により、ばちんこ賞品を買取しないことを営業者の遵守事項として規定しているところも多く、これを行政処分の対象としています。

ばちんこは、風営法によって、遊技機や賞品などに関する規制を設け、著しく客の射幸心をそそるものとならないように規制し、そのことよつて賭博とならないようにしているものであります。この買取り、買取らせの規制は、現金提供の禁止や遊技機の規制と並んでばちんこ営業の根幹をなす規制の一つであり、一般の人から見て賭博と一線を画す

営業とはつきり分かるようにするためにも、是非とも遵守していただくなくてはならない規制であることを、今一度ご認識していただければと思います。

賞品関係の二つ目は、等価交換の原則の遵守であります。風営法第19条において、ばちんこ営業者は国家公安委員会規則で定める賞品の提供方法等に従って営業を営まなければならない旨が規定されています。そもそも、このような規定が設けられた趣旨は、ばちんこ営業者は、客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業を営む業者であることから、その営業を営む営業者に対して、当該営業所において善良の風俗を害する行為が行われることのないよう、一般の風俗営業者が遵守すべき義務（法第12条ないし法第18条）に加えて、遊技料金、賞品の提供方法及び賞品の価格の最高限度に関する基準に従ってその営業を営むべき特別の義務を課すことにより風俗営業者が客の射幸心をことさらにあおることを抑制し、もって、法の目的たる善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止することにあります。風営法では、賞品の提供について、遊技の結果として表示される遊技球等の数量に対応する金額と等価の物品を賞品として提供するように定めていますが、当該規定の趣旨を今一度ご確認いただき、当該義務の履行をお願いしたいと思います。

そして、三つ目は、賞品の取りそろえの充実についてであります。これも、風営法第19条に関係するものでありますが、平成18年12月、業界団体総意の下、「ばちんこ営業に係る賞品取りそろえの充実に関する決議」がなされ、以降、賞品の取りそろえの充実及び当該義務の確実な履行に取り組まれてきたところ、平成19年末には90%以上のホールで目標を達成し、お客さんの多様なニーズに答えられるようにしていると聞いています。この決議がなされて3年余りとなりますが、引き続き、賞品の取りそろえを充実させ、当該義務が確実に履行されるよう十分に配慮していただきたいと思っております。

5点目は、中古機移動に係る型式の同一性の確保及び責任の所在の明確化についてです。ホールに設置されるほとんどの遊技機が、検定を受けた型式に属する遊技機として、型式検定制度に則った簡略な手続きにより、遊技機に係る変更承認申請や認定申請がなされております。この制度の対象となる遊技機は、当然のことながら、当該遊技機メーカーが検定を受けた型式と同一性が認められるものでなければならず、この同一性はホールに設置されるまで確保されることが求められています。現在、この同一性は、中古機移動や認定申請については、公安委員会が認めるいわゆる遊技機取扱主任者や特例風俗営業所の管理者が点検確認を実施することにより保証されていますが、不正の手法が巧妙化するなかで、果たして、実質的な点検確認が行われているのか、点検確認をしてから移動先ホールに設置されるまでその同一性が確保されているのか、といったことを懸念しております。この点、冒頭にも触れましたが、業界6団体で構成する中古機流通協議会において、その問題点に係る改善策が検討され、この6月1日より、新たな中古機流通制度が施行されること

となっており、

ここで、型式の同一性を保証するのは、遊技機取扱主任者等でありますが、その保証により公安委員会に申請を行うのは、営業者である皆様であります。皆様それぞれが、遊技機取扱主任者等に厳格な点検確認を求め、遊技機の受け渡しには責任ある立場の人間が立ち会い、型式の同一性に疑いがある遊技機は受け取らないといった姿勢を堅持するとともに、責任の所在を明確化することが重要と考えます。

6点目として環境対策について若干触れたいと思っております。改正省エネ法の規定で、エネルギー使用量が一定以上の事業者は、平成22年度以降、毎年、エネルギー使用量等について経済産業大臣に届け出ることとされ、また、エネルギーの使用の合理化の目標達成のための中長期的な計画等を主務大臣（経済産業大臣）及び事業所管大臣）に提出しなければならぬこととされています。改正省エネ法の対象となる各ホール、また、直接対象とならないホールにおいても、各種節電対策、空調設備のクリーニング等、使用電力量を抑えるために試行錯誤しながら様々な努力をされていることと思っております。

また、他の取組として、リサイクルシステムの構築や、遊技機の外枠の共通化の話があると聞いておりますが、これらも有効な環境対策となりうるものと考えます。

これらの環境対策の推進を図るには、ホールがメーカー等と協力していくことが必要と考えますが、業界として、一致団結してしっかりと取り組んでいただきたいと思います。また、い

うまでもなく、これらの対策は、ばちんこをしない方にも、ばちんこ業界が、経営上の利益のみを求めているものではなく、負の側面も直視して様々な対策を講じていることをPRするよい機会になるものと思われれます。

以上、何点か申し上げましたが、これらの取組は、ただ一時的にやればよいというものではなく、継続して推進していくことが肝要と考えます。また、実際に取り組んでみて、問題点が発見されたような場合には、その解決策を探り、新たな取組を構築していくこと、また、必要に応じて軌道修正をしていくことも、効果的かつ効率的な健全化方策の推進に不可欠かと思っております。

最後になりますが、ばちんこ営業は、1500万人を超える方々が楽しんでいる代表的な大衆娯楽です。貴団体にあっては、まさに貴団体名にあるように、「余暇環境の整備を推進」すべく、ホール団体の要として業界をリードし、手軽に安く安心して遊技を楽しむことができる環境の整備を進めていただければと思います。

警察としても、不況の波を受けながら、さまざまな営業努力をされている皆様の努力を無駄にすることなく、業界の健全化のために、可能な限りお手伝いしていきたいと考えています。

貴団体が、業界の発展と健全化に向けて努力され、広く国民に受容される業態を確立されることを祈念いたしまして、私の話を終わらせていただきます。

ご静聴ありがとうございました。